

入札公告

次のとおり競争入札に付します。

平成 30 年 2 月 6 日

日本司法支援センター 理事長 宮 崎 誠

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成 30 年度産業医等業務委託一式
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限及び場所 仕様書のとおり

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において A、B、C 又は D の等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 個人情報取扱いに関する内部規定の整備等、個人情報の適正な取扱いのための体制整備がなされている者であること。
- (5) 労働安全衛生規則第 14 条第 2 項に基づく医師等を有していること。
- (6) 入札説明書に記載する書面を提出すること。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：紀田）
電話 050-3381-1573

4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布条件

入札公告日から平成 30 年 2 月 26 日（月）17 時 00 分まで
上記 3 の場所及び当センターホームページ上
上記 2 の競争参加資格を有し、提出期限までに必要書類の提出が可能であること。

5 入札の日時及び場所

日時 平成 30 年 3 月 6 日（火）14 時 00 分
場所 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター本部 第 2 会議室

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金の納付は免除する。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 契約書作成の要否
要

9 その他
詳細は、入札説明書、仕様書による。

平成30年度産業医等業務委託一式

期 日	業務内容	備考
2月6日 火	入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部事務所入口掲示板に掲示 入札説明会は開催しない	
2月13日 火 17:00	質問書提出期限	
2月20日 火 17:00	質問書回答期限	
2月26日 月 17:00	履行確約書等提出期限	
3月1日 木 17:00	入札参加可否通知期限	
3月6日 火 14:00	入札書締切・開札・落札者決定	本部8階第2会議室

入札説明書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、本書記載事項、別添契約書（案）及び当方提示事項等を熟知の上、入札すること。

- 1 入札事項 平成30年度産業医等業務委託一式
- 2 仕様 別添仕様書のとおり
- 3 入札日時及び場所 平成30年3月6日（火）14時00分
日本司法支援センター本部 第二会議室（担当：紀田）
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2
ハーモニータワー8階
電話 050-3381-1573
- 4 契約予定日 平成30年3月6日（予定）
- 5 履行期限 別添仕様書のとおり
- 6 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。
 - (4) 個人情報の取扱いに関する内部規定の整備等、個人情報の適正な取扱いのための体制整備がなされている者であること。
 - (5) 労働安全衛生規則第14条第2項に基づく医師等を有していること。
 - (6) 入札説明書に記載する書面を提出すること。
- 7 入札参加条件

入札参加者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、提出期限までに指定の場所に持参（休日を除く毎日、10時00分から17時00分まで）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）により提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、平成 30 年 3 月 1 日（木）17 時 00 分までに F A X により通知するので、審査に合格していることを確認の上、入札に参加すること。

- (1) 履行確約書 1 部
仕様書の要件を満たすことを確約したもの（別添「履行確約書」参照。）。
- (2) 「労働安全衛生規則第 14 条第 2 項に基づく医師等を有していること」を証する書面（認定証等の写し） 1 部
- (3) 「個人情報の取扱いに関する内部規定等が整備されていること」を証する書面（適宜の様式） 1 部
- (4) 結果通知書 1 部
別添「結果通知書」に会社名、担当者名、F A X 番号を記入して提出すること。
- (5) 平成 28・29・30 年度の一般競争参加資格に係る「資格審査結果通知書の写し」 1 部
- (6) 本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」 1 部
表題は「価格証明書」とし、本件業務に係る経費について、値引きを考慮しない定価ベースによる積算内訳（できるだけ詳細に単価、諸経費等の内訳をそれぞれ積算し、本件業務に係る合計額を記載すること。）を記載し、入札者が署名又は押印を行うこと。
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（別添書式による） 1 部
提出期限 平成 30 年 2 月 26 日（月）17 時 00 分
提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：紀田）
〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
電話 050-3381-1573

8 入札書は以下に掲げる用紙を使用し、前記 3 入札日時及び場所において、持参して提出すること。

- (1) 入札実行者が入札者本人（法人の場合は代表者）の場合、「入札書（本人用）」
- (2) 入札実行者が入札者本人（法人の場合は代表者）の代理人の場合、「入札書（代理人用）」

9 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。

10 入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名又は記名押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札すると

きは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。

- 11 入札金額は、以下の各項目の金額を基に算出した総額を記載すること（後記 20 参照。）。算出方法は以下の（A）及び（B）の合計を算出する。なお、基本業務以外の業務についての派遣件数は 6 件と仮定する。

（A）基本業務委託費用

（B）基本業務以外の業務委託費用（単価部分）＝（b）×6 件

（b）派遣 1 件当たり委託費

入札金額総額＝（A）＋（B）

- 12 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない入札者による入札
- (2) 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの
- (3) 入札金額、数量、単価が訂正されているもの
- (4) 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの
- (5) 入札書に入札実行者の署名又は記名押印のないもの
- (6) 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合
- (7) その他入札に関する条件に違反したもの

- 13 一旦提出した入札書の差し替え、記載事項の変更及び取消しは一切認めない。

なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量、単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分に押印をしなければならない。

- 14 開札は、入札実行者の面前で行う。

- 15 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。

- (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- (2) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

- 16 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。

- 17 有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 18 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

なお、開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

- 19 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。
- 20 落札後、契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 21 本件入札については、入札保証金及び契約保証金の納付を免除する。
- 22 本件入札等に関する質問については、軽微な質問に関しては後記23の担当者において電話等で受け付けるが、例えば入札価格の積算に影響するような重要な質問については、後記質問書提出期限までに担当者宛てに質問書（別添「仕様書に関する質問について」と題する書面参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。質問書に対する回答については、下記回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない。）。

質問書提出期限 平成30年2月13日（火）17時00分

提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：紀田）

質問書回答期限 平成30年2月20日（火）17時00分

- 23 本件入札に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：紀田）

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

電話 番号 : 050-3381-1573

E-mail : zaimukaikei@houterasu.or.jp

産業医等委託業務仕様書

本書は、日本司法支援センターにおける産業医委託業務及びこれに附随する業務について、以下のとおり仕様を定める。

第1 業務の目的及び内容

本件業務の専門的ノウハウを持った業者（以下「受託者」という。）に委託することにより、日本司法支援センター（以下「当センター」という。）の職員の心身の健康管理を図ることを目的とし、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条及び第15条に基づいた産業医委託業務及びこれに付随する業務を行うこととする。

第2 期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

第3 業務内容

1 基本業務

（1）訪問対象事業場における業務

産業医は、次の対象事業場に、各所毎月1回（本部については2時間以内、東京及び大阪については2時間30分以内とする）訪問し、以下の業務を実施する。

訪問対象事業場：①法テラス本部（職員数 約180名）

〒164-8721

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F

②法テラス東京（職員数 約100名）

〒160-0023

東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13階

③法テラス大阪（職員数 約70名）

〒530-0047

大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F

※職員数は平成30年1月1日現在

また、上記訪問対象事業場に勤務する職員以外の当センター職員についても、下記（ウ）、（エ）及び（オ）の対象とし、上記訪問時に対応することとする。

（ア）事業場の職場巡視

（イ）衛生委員会への参加

（ウ）過重労働者及び高ストレス者等への面接指導及び面接結果報告書の作成

（エ）メンタルヘルス相談

（オ）休職・復職面接と意見書の作成及び就業判定

（カ）健康相談

（キ）健康診断結果報告書等への署名・捺印並びに事後指導

（ク）委託者に対する、労働者の健康管理等についての勧告と衛生教育

(2) ストレスチェックの実施（対象職員数 約1,400名）

以下に従い、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを年1回実施する。

(ア) ストレスチェック実施者（医師・保健師等）を選任し、実施にあたっては人事労務担当者
と協議すること。

(イ) ストレスチェックは厚労省基準を最低限満たすものとし、個人及び組織分析を行うこと。

(ウ) ストレスチェックの実施方法は専用のwebページへアクセスする方法とする。

(エ) 対象職員数は約1,400名とし、うち約100名については紙での実施を行うこと。

(3) その他業務

その他下記業務を行うこと。

(ア) 産業医訪問日以外でも、担当者からの電話・FAX・メール等での相談に対応すること。

(イ) 毎月1回以上健康に関する情報提供（健康に関する最近の話題やニュースの配信等）
を行うこと。

(ウ) 必要に応じて、医療機関・健診機関の紹介を行うこと（救急の場合を除く）。

(エ) 必要に応じて、人事労務担当者向けの情報提供を行うこと。

2 基本業務以外の業務

当センターが必要とした場合に、当センターが指定する事業所に産業医を派遣し、上記1
基本業務（1）の（ウ）、（エ）、（オ）及び（カ）の業務を行うこと。

ただし、当該業務は単価契約とし、その費用については、当該業務完了の都度支払うこと
とする。なお、産業医の派遣に要する交通費については1万円を上限（税込）とした実費を
併せて支払うこととする。（見込件数：年6件程度）

第4 個人情報の保護

受託者は、本業務の性質上、個人情報に本人のプライバシーに係る重要な情報であることを認識し、個人情報を本業務の目的にのみ利用するものとし、その他の目的で利用してはならない。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連法令等を遵守し、個人情報の保護に万全を期することとする。

第5 再委託の取扱い

受託者は、本契約の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

受託者は、本契約の一部を、受託者の責任において第三者に再委託できるものとする。ただし、受託者は委託者に対し、再委託の相手方の名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額を報告し、委託者の承諾を得なければならない。

受託者は、再委託先の行為について、全ての責任を負わなくてはならない。

なお、再委託の取扱いに関する注意事項は、委託者と受託者で別途協議する。

第6 受託者の資格に関する事項

(1) 受託者は、以下の条件を満たしているものとする。

(ア) 個人情報の取扱いに関する内部規程の整備等、個人情報の適正な取扱いのための体制

整備がなされていること。

(イ) 労働安全衛生規則第14条第2項に基づく医師等を選任すること。

(2) 以下の条件に該当した場合は、受託者となることができない。既に受託者となった場合も、委託業務は当然に終了するものとする。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があった者

(イ) 法的整理が開始されるなど、いわゆる「破産状態」となった者

(ウ) 取締役が刑法に定める罪により逮捕又は起訴された後、刑が確定した者

(エ) 威圧その他の理由により、公正かつ円滑な選考を妨げた者

(オ) 公租・公課を滞納した者

第7 その他

(1) 守秘義務

受託者は、本委託業務で知り得た内容については、第三者に漏らしてはならない。これは、受託期間満了後も同様とする。

(2) 費用負担

本業務（上記第3の2を除く）に係る訪問時の交通費及びその他費用については、受託者において負担する。ただし、医師による意見書等の文書が必要となる場合には、当センターにおいて負担する。

(3) その他留意事項

本仕様書に記載のない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、受託者は当センターと十分協議して、決定することとする。

仕様書に関する質問について

質問期限 平成30年2月13日（火）17時00分
質問方法 文書により原則として一問一答式とする（下記参考）。
提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：紀田）
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話 050-3381-1573 FAX 03-5358-1058
提出方法 メールによる。メールアドレス「zaimukaikei@houterasu.or.jp」）
記

質 問 書

（平成30年度産業医等業務委託一式に関する仕様書等について）

日 付 平成 年 月 日
所在地
会社名
担当者
電 話
F A X
メールアドレス

項番	区 分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書1(1)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

※質問書はエクセル形式で作成・提出のこと。

【参考】

履 行 確 約 書 (例)

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、平成 30 年 2 月 6 日公告の「平成 30 年度産業医等業務委託一式」に係る入札に関して仕様書、契約書案等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

平成 年 月 日

住 所
会社名
代表者

印

会 社 名

担当者氏名 様

(F A X 番 号)

(メール ア ド レ ス)

日本司法支援センター

結 果 通 知 書

貴社から提出がありました「平成 30 年度産業医等業務委託一式」の入札参加資格に関する審査結果は、以下のとおりです。

合 格

不 合 格

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：紀田）
東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
電話 050-3381-1573

入 札 書

(本人用)

入札物件名

平成30年度産業医等業務委託 一式

金	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(以下、内訳による)

基本業務委託費用	= () 円	… (A)
基本業務以外の業務委託費用(単価部分)	(b) × 6件 = () 円	… (B)
	派遣 1 件当たり = () 円	… (b)
合 計	(A) + (B) = () 円	

(すべて税抜価格。なお、(B)の算出方法は、派遣件数を6件と仮定して計算する。)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名

印

入 札 書

(代理人用)

入札物件名

平成30年度産業医等業務委託 一式

金	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(以下、内訳による)

基本業務委託費用	= () 円	… (A)
基本業務以外の業務委託費用(単価部分)	(b) × 6件 = () 円	… (B)
	派遣 1 件当たり = () 円	… (b)
合 計	(A) + (B) = () 円	

(すべて税抜価格。なお、(B)の算出方法は、派遣件数を6件と仮定して計算する。)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所 在 地

会 社 名

代理人氏名

印

委任状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、日本司法支援センターにおける「平成 30 年度産業医等業務委託一式」に関する入札において、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

平成 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受任者 住所

氏名

代理人
使用印鑑

--

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれかにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

契 約 書 (案)

日本司法支援センター（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記のとおり平成 30 年度産業医等業務委託一式に係る契約を締結する。

（目的）

第 1 条 乙は別紙仕様書に基づく業務を行い、甲がその対価を支払うことを目的とする。

（契約期間等）

第 2 条 契約期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

（契約金額）

第 3 条 基本業務における契約金額は、1 か月当たり金〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円）、総額金〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円）とする。

2 基本業務以外の業務における契約単価は、以下のとおりとする。

派遣 1 件当たり 金〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円）

（検査）

第 4 条 甲が検査を行う者として定めた者は、乙の基本業務につき、毎月末に検査をし、検査の結果が不合格である場合には、必要な指示を与えることができる。

2 甲が検査を行う者として定めた者は、乙の基本業務以外の業務につき、随時に検査をし、検査の結果が不合格である場合には、必要な指示を与えることができる。

（代金の請求等）

第 5 条 乙は、前条第 1 項の検査に合格した場合に、第 3 条第 1 項に定める 1 か月当たりの契約金額を甲に請求する。

2 乙は、前条第 2 項の検査に合格した場合に、第 3 条第 2 項に定める契約単価に派遣件数を乗じた金額並びにその派遣に要した交通費（上限額 10,000 円）を甲に請求する。

3 甲は、乙の請求を受けたときから 30 日以内に当該金額を支払う。

4 消費税等相当額の算定に関して 1 円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てる。

5 消費税相当額は本契約の締結時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定その他の事由により消費税等相当額の算定方法に変更が生じた場合には、当該消費税等相当額は変更される。

6 甲の責めに帰すべき事由により、前項に定める期間内に代金を支払わなかったときは、甲は、未払いの代金相当額について、支払が遅れた日数につき年 2.7 パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

(善管注意義務)

- 第6条 乙は善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行し、作業場所、設備、備品等の維持管理に努め、火災、盗難、疫病の予防はもとより、その保全に万全の措置を講じ甲に損害を与えないよう努める。
- 2 乙は本業務遂行に当たって、甲より利用を認められた作業場所・設備等を最善の注意をもって使用・管理する。
 - 3 乙は作業場所・設備等が毀損又は滅失したときは、甲の責めに帰すべき場合を除き、直ちにこれを弁償し、あるいはその補修費を負担する。
 - 4 前各項の義務の履行に当たり、甲より指示を受けたときは、乙はその指示に従わなければならない。

(甲の責務)

- 第7条 甲は乙が指名した産業医に対し労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第15条第2項に基づく職務を行う権限を与え、その職務の遂行につき全面的に協力する。
- 2 甲は乙の産業医が行う労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の諸規定に基づく指導、勧告、助言などを尊重し必要な措置を行うよう努める。

(機密保持)

- 第8条 乙及び乙の業務従事者は、本業務の遂行に関して知り得た甲の業務上の機密並びに甲の従業員及び甲が指定した者の情報を秘密として取り扱い、本業務の目的にのみ使用し、第三者に開示・漏洩してはならない。本契約終了後、又は業務従事者が乙を退職した後においても同様とする。

(個人情報保護)

- 第9条 乙は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第7条第2項の規定に基づき、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報に関し、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。
 - (2) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報を複製しないこと。
 - (3) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失等の事実が判明したときは、速やかに甲に報告するとともに、被害の拡大防止のために必要な措置を講ずること。
 - (4) この契約による業務を終了するときは、個人情報の紛失・破壊・改ざん等の防止に必要な合理的な措置を講ずること。

(権利譲渡等の禁止)

- 第10条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙のいずれかが本契約条項に違反し、法令の定める解約事由が生じ、又は本契約を存続するに足る信頼関係を破壊する行為があったときは、その相手方は何ら催告することなく本契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲又は第三者に対して損害を被らせたときは、その損害を賠償する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

2 乙が正当な理由なくこの契約を履行しないとき又は履行する見込みがないことによって契約が解除されたときは、乙は、契約予定額の100分の10の違約金を甲に支払わなければならない。

3 乙がこの契約の条項に違反し契約が解除されたことによって、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解約)

第13条 甲の都合により契約期間の途中において解約する場合は、乙は既に経過した期間、又は既に履行した業務内容に相当する報酬額を甲に請求する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額(契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日

までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人を含む。）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額（契約締結後に契約金額に変更があった場合には、変更後の金額）の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の8に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同条第7項若しくは第8項又は第9項を適用したものに限り。）を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しない。

6 本条の規定は、この契約の履行が完了した後においても効力を有する。

（再委託等）

第16条 乙は、本件契約の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本件契約の一部を、乙の責任において第三者に再委託できる。ただし、乙は、甲に対し、再委託の相手方の名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等を報告し、甲の承諾を得なければならない。

（契約外の事項）

第 17 条 この契約書に定めのない事項及び契約内容変更並びに解釈に疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議して解決する。

(紛争の解決)

第 18 条 この契約に関し紛争が生じたときは、甲、乙は、その解決に向け、誠意をもって協議する。

(契約保証金)

第 19 条 この契約に関しては、契約保証金の納付を免除する。

本契約の証として本契約書 2 通を作成し、各当事者が記名押印して、甲及び乙がそれぞれ 1 通を保持するものとする。

平成 30 年 3 月 ● 日

甲 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター
理 事 長 宮 崎 誠

乙